市町村自治基盤強化総合補助金の制度概要

1 目的

地域主権型社会の実現に向けて、市町村の自主性・主体性を尊重しつつ、権限移譲や行政システム改革に向けた取り組みなど、「市町村の行財政基盤の強化に資する広域連携事業等」とともに、「広域的な地域の課題解決に向けて取り組む事業」に対し、県が財政支援を行うもの。

2 対象メニュー

- 基本的には施設整備事業等のハード事業が対象であるが、一部ソフト事業も対象としている。
- 対象メニューが選択できる場合は、団体の判断による。

1.	1. 自治基盤強化型事業			ソフト事業	県貸付金併用
	(1)	広域連携事業			
		①権限移譲型広域連携事業	1/2	0	0
		②固有型広域連携事業	1/2	0	0
	(2)	個別市町村事業			
		③単独市町村権限移譲準備事業	1/3	0	
		④施設統廃合事業	1/3		
		⑤施設長寿命化・老朽化対策事業	1/3		
2.	2. 広域行政課題解決型個別市町村事業				
		⑥広域的利用施設整備等事業	1/3	○ *2	
		⑦市町村間相互利用施設整備等事業	1/3		
3.	市町	付提案型事業			
		⑧市町村提案型全県モデル事業	1/3	0	0
4. 圏域特例事業					
		⑨地方創生推進事業	$1/2^{*1}$	0	
		⑩特定地域支援特例事業	1/3		
5. 知事特認事業					
		⑪災害復旧等事業	1/2	○*3	
		⑫その他	1/3	○*3	

- ※1 定額+定額を除いた市町村負担額×1/2とし、県予算額を超過した場合は1/3
- ※2 情報システム開発経費に限る
- ※3 ソフト事業も一部対象

3 団体限度額

原則:5,000万円

加算:広域連携事業(①権限移譲型広域連携事業,②固有型広域連携事業※)+5,000万円

※ 国・県施設と市町村施設との合築等に係る事業は、別枠で1,000万円を加算

市町村提案型事業(⑧市町村提案型全県モデル事業) +3,000万円 圏域特例事業(⑨地方創生推進事業のみ) +1,000万円 知事特認事業(⑪災害復旧等事業、⑫その他) +3,000万円

4 下限事業費(原則)

区分	都市	町村
ハード事業(④、⑥、⑦)	1,800万円	900万円
ソフト事業及びハード事業のうち⑤、⑩、⑪、⑫	600万円	300万円
①, ②, ③, ⑧, ⑨, ⑪, ⑫	なし	なし

※ ①~⑫は「2 対象メニュー」の番号

5 予算配分の優先順位(⑪、⑫は順位外)

順位	補助対象事業		
1	①権限移譲型広域連携事業、⑧市町村提案型全県モデル事業、		
	⑨地方創生推進事業 (SDG s 推進事業・その他事業) **		
2	②固有型広域連携事業		
3	③単独市町村権限移譲準備事業、④施設統廃合事業、⑤施設長寿命化・老朽化対策事業、⑥		
3	広域的利用施設整備等事業、⑦市町村間相互利用施設整備等事業、⑩特定地域支援特例事業		

[※] 地方創生推進事業の中においてはSDG s 推進事業 (SDGs 未来都市への応募のスタートアップ支援を 目的とした事業) を優先する。

6 予算額

令和6年度当初予算額:19億円(うち地方創生推進事業 5億円)